

カ月かかります)。なお、時効となる場合がありますので、お早めに申請願います。

**上限額(月額)** ①生活保護を受給している方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 11万5千円、②世帯全員が市民税非課税の方 2万4千600円、③それ以外の方 3万7千200円。

上限を超える費用負担が困難な方を対象とした貸付制度もありますので、お住まいの区の保健福祉サービス課にご相談ください。

国民健康保険料は  
期限内に納めましょう

## 『滞納整理特別強化月間』

実施期間 平成17年5月まで

- ★滞納処分の強化 (給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、区の保険年金課にご相談を。

**【詳細】** 区役所(14階)の保健福祉サービス課

## 市介護保険事業計画推進委員会を傍聴しませんか

内容介護アンケート調査、高齢社会に関する意識調査について。  
日時 3月29日(火)午後3時～5時。

会場 札幌サンプラザ(北区北24西5)。  
**【詳細】** 介護保険課 ☎(211) 2547



## ビジネス

### 商店街等に対する支援制度説明会

日時 3月25日(金)午後1時30分～3時。  
会場 市役所12階会議室。  
対象 商店街・小売市場などの団体の役員、事務局員。

### 看板類や広告物などを設置されている方へ

#### △道路占用許可の更新▽

平成16年度は、看板類の道路占用許可の更新手続きが必要となります。更新手続きに関する文書を送付するので、17年度以降も引き続き道路を占用する予定の方は、指定期限内に更新手続きをしてください。なお、4月1日(金)からは、更新申請、新規申請のいずれの場合も道路占用料が上がる予定です。更新手続きについては区の土木センター維持管理課、占用料の改定については道路管理課へお問い合わせください。

#### △屋外広告物の許可申請▽

市内で屋外広告物を掲出する場合、または許可期間

申込 3月24日(木)までに電話かファクス(団体名、代表者名、住所、電話番号、参加人数を記入)。

満了後も継続して掲出する場合には、許可申請を行う必要があります。4月1日(金)から、許可申請に関する手数料が上がる予定です。

#### △4月から道路上への広告旗の設置が禁止に▽

4月1日(金)から、市屋外広告物条例により、道路(歩道)上への広告旗(台を含む)の設置が禁止になります。電柱や街路灯柱、街路樹、ガードレールなど道路上の工作物への取り付けも同様です。

特に道路上の広告旗は、美観を損なうだけでなく、通行人に危険を及ぼす恐れもあります。広告旗は、自己の敷地内などに掲出してください。条例に違反した広告旗は、市が注意や指導を繰り返したにもかかわらず

**【申込先・詳細】** 産業振興課 ☎(211) 2352、FAX(218) 5130  
ず是正されない場合には、屋外広告物法に基づき除却します。



道路上の広告旗は、屋外広告物法に基づき除却します

**【詳細】** 区の土木センター維持管理課(中央) ☎(614) 1800、北 ☎(771) 4211、東 ☎(780) 1800、白石 ☎(860) 2800、厚別 ☎(897) 1800、豊平 ☎(859) 3800、清田 ☎(888) 2700、南 ☎(588) 2800、西 ☎(667) 3201、手稲 ☎(681) 7411、か道路管理課 ☎(211) 2452

## 広告欄

福祉

保険・年金

ビジネス